

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	畜産生産技術高度化機械リース助成基金
法人名	社団法人 中央畜産会
基金額(国庫補助金等相当額)	8百万円(8百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ ゆとりある生産性の高い酪農及び肉用牛経営を実現することを目的に、農業者が家畜飼料管理の高度化に必要な施設等をリース方式により導入する場合に、リース料の一部を助成。

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 新規申請の受付を終了した基金であることから、国からの補助金のうち、後年度負担の支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、毎年度基金の取扱いを検討するとともに、平成22年度の残事業終了時に国からの補助金の残額を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成16年度で新規受付を終了し、平成22年度に後年度負担が終了する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標 目標達成度の評価	○ 新規受付を終了した基金 —
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.1であった。算出に用いた方式及び数値については、以下の通りである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷事業が完了するまでに必要な基金額 ＝7.7百万円÷7.3百万円 (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額:平成19年度末の基金額:7.7百万円 事業が完了するまでに必要な基金額:7.3百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 有 [有の場合]該当する理由 ○ 基準3(4)アの① (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) ○ 平成22年度に後年度負担が終了することから、終了後速やかに基金残高(0.4百万円(見込))を国庫に返納する。
その他	—

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。